



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti-trust

抱き合わせ取引、排他的取引及びロイヤリティ・ディスカウントに対する近時の中国独禁法の執行状況について
[Chinese Antitrust Enforcement Against Tying, Exclusive Dealing, and Loyalty Discounts](#)

近時の中国独禁法の執行状況をみると、複数事業者の協調行為に対する執行だけでなく、単独事業者の反競争的行為に対しても当局の監視が厳格化しつつあることが窺えます。2016年11月には、抱き合わせ取引、排他的取引、一定条件付きのロイヤリティの割引といった方法で同時に複数の市場に対して支配的な影響力を行使した事業者に対して、約1億USドルもの高額な制裁金が課されています。

当該事案では、ある事業者が、自社の包装用機器を購入またはリースした者に対し、様々な有利な付帯取引条件を提示して自社の包装用資材を購入しアフターマーケットにおけるサービスを受けるよう誘導したことが問題とされました。当局の判断の特徴は、1つには、ある一定の市場において支配的な地位を有する事業者が、かかる支配力を利用して関連する他の市場に影響力を及ぼしてさらなる支配力を得ていることが重要視されたことです。また、ある事業者の一定の市場における支配力を測る上で、販売量のシェアだけでなく販売価格をどの程度まで高く設定しているか（すなわち競争力を落とさずにどの程度までマージンを上乗せできているか）という点にも着目しています。

中国の独禁法がEU独禁法を模範としていることはよく指摘されていますが、このような中国当局による近時の独禁法の運用の特徴は、確かにEUにおける独禁法の運用の特徴と相当程度に類似しているとも言えます。このような傾向は、複数の市場が密接に関連する製品が多いヘルスケア事業や自動車産業などにも当てはまると考えられます。

Anti-trust

米国連邦取引委員会、企業結合届出新基準及び役員兼任新基準を公表
[U.S. 2017 Merger Notification and Interlocking Directorates Thresholds Announced](#)

米国連邦取引委員会（U.S. Federal Trade Commission）は、2017年1月26日、本年度のハート・スコット・ロディノ法（Hart-Scott-Rodino Act）における企業結合届出新基準、及びクレイトン法（Clayton Act）における役員兼任新基準を公表しました。前者は公表より30日後に、後者は公表後直ちに有効となります。

企業結合届出新基準によると、議決権付証券や資産の取得について、①当該結合後の議決権付証券や資産の額が8,080万米ドルを超え3億2,300万米ドル以下であって、かつ一方当事者の年間純売上高又は総資産額が1億6,150万米ドル以上、かつ他方当事者の年間純売上高又は総資産額が1,620万米ドル以

上の場合、②当該結合後の議決権付証券や資産の額が3億2,300万米ドルを超える場合には、同法に基づく届出が必要となります。

また、役員兼任新基準については、各企業の資本金、剰余金及び未配当利益の総額が3,291万4,000米ドルを超える競合企業間での役員を兼任することが禁止されます。

General

フランスにおいて新たな腐敗行為防止法が成立
[A New Era in French Anticorruption Enforcement: What Companies Should Know About the Newly Enacted Sapin II Law](#)

フランスにおいて、2016年12月9日、新たな腐敗行為防止法（サパンII法、Sapin II Law）が制定されました。この新法による改正内容は、腐敗行為防止を所管する新たな機関の創設、腐敗行為に対する罰則の強化、コンプライアンス・プログラム実施義務の規定、米国等で採用されているいわゆる訴追延期合意（Deferred Prosecution Agreement）類似の和解制度の導入、公益通報者保護の強化、域外適用範囲の拡大など多岐にわたります。

改正内容のうち、一定規模以上の企業（500名以上の従業員を有し、年間の売上総利益が1億ユーロを超える会社等）の役員等に、所定の内容を有するコンプライアンス・プログラムの実施義務が課されたこと、及び、従来はフランス国籍保有者の行為に限定的にしか認められていなかった域外適用の範囲が、フランスに居住する個人やフランスで経済活動の全部又は一部を営む個人及び法人等の行為にまで拡大されたことには特に注意する必要があります。

Labor

米国カリフォルニア州最高裁判所、労働者の待機が義務付けられた休憩時間（"On Call" Rest）は同州法によって禁じられている旨を判示
[California Supreme Court's Decision Regarding Employee "On Call" Rest Periods: What Does It Mean, and What Should Employers Do?](#)

米国カリフォルニア州最高裁判所は、2016年12月22日、ホワイトカラー・エグゼンプションの適用対象外労働者について、休憩時間中に待機を義務付けることは同州法によって禁じられている旨を判示しました。本判決は、労働者に休憩時間中の待機を命じる使用者の社内規程はカリフォルニア州法に違反しないとしたカリフォルニア州控訴裁判所の判決を覆したものです。

ほぼ全てのカリフォルニア州における使用者は、ホワイトカラー・エグゼンプションの適用対象外労働者について、労働時間4時間ごとに少なくとも10分の休憩時間を与え、かつ4時間に満たない部分についても、それが2時間を超える場合は10分の休憩時間を与えなければなりません（ただし、総労働時間が3.5時間未満の場合を除きます。）。かかる休憩時間について、カリフォルニア州最高裁判所は、「必要な休憩時間の間、使用者は、労働者を全ての義務から解放しなければならず、労働者が休憩時間をどのように使うかについて管理してはならない。」と述べています。本判決により、カリフォルニア州法において必ずしも明確ではなかった、使用者



が休憩時間の管理をすることが許されるのかという問題について、上記のとおり回答されたものといえます。

Labor 米国カリフォルニア州における雇用規制に関するアップデート
[2017 California Employment Legislation and Regulatory Update](#)

2016年は、米国カリフォルニア州における労働法分野に関して、政府による規制範囲を拡大する立法が続いたという点において注目すべき年でした。「カリフォルニア州賃金平等法」においては、人種及び民族性に関しても性別と同様に賃金の平等が求められるようになり、また、カリフォルニア州の最低賃金が1時間あたり10.15ドルに引き上げられました。その他の規制の動きとしては、従業員及び採用候補者の就業資格に関する使用者の確認手続について追加的な規制（例えば、採用候補者又は従業員が米国で就労する資格を有しているか否かの確認にあたり、連邦法上必要とされる書類と異なる書類が使用者が要求することの禁止）が採用されたことのほか、「カリフォルニア州有給家族休暇及び州の傷病保険」のプログラムに基づき従業員に与えられる給付が増額したこと等が挙げられます。また、2017年1月、州の公正雇用住宅評議会は、採用及び昇進の決定において犯罪歴を利用することに関する詳細な規制を承認しました。

その他、2017年1月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

BR&R 米国連邦控訴裁判所、信託証券法に基づく証券保有者の保護について判断
[Second Circuit Reverses Broad Interpretation of Trust Indenture Act in Out-of-Court Restructurings](#)

Corp. 米国 ISS 社、2017年株主総会における議決権行使ガイドラインを公表
[ISS Issues 2017 Summary Proxy Voting Guidelines](#)

Disputes オーストラリア連邦高裁、クラスアクションの判決が後の個別訴訟でクラスメンバーを拘束する程度について判断
[High Court of Australia Determines Extent to which Class Members Are Bound by Class Action Judgment](#)

Disputes オーストラリア連邦地裁、クラスアクションの和解において資金提供者に支払われる手数料の金額を和解案より減額
[Australian Federal Court Has Power to Reduce Litigation Funder's Commission Payable in a Class Action](#)

Disputes 外国銀行口座の差押えに関する EU 規制が発効
[EU Regulation on Cross-Border Preservation of Accounts Now in Force](#)

Disputes M&A 取引における価格調整条項に基づく紛争の実例
[Chicago Bridge Decision from Delaware Chancery says Accounting Expert Has Exclusive Jurisdiction over \\$2.5 Billion Contract Dispute](#)

General トランプ米大統領就任が各州の司法長官の活動に与える影響
[What Impact Will the New Trump Administration Have on State Attorney General Activity?](#)

General 米国通貨監督庁による金融業界の進化及びフィンテック普及への対応
[The OCC's Responsible Innovation Framework and Fintech Bank Charters—Latest Developments](#)

General 米国、スーダンに対する経済制裁を大幅に緩和
[Comprehensive Sanctions Against Sudan Largely Lifted](#)

General 米国会計検査院、政府調達における供給者の評価制度を整備
[GAO Finds "Highest Technically Rated at a Fair and Reasonable Price" Is a Permissible Evaluation Scheme](#)

General 米国・スイスがプライバシーシールドに関する新協定を締結
[A New Swiss-U.S. Privacy Shield Replaces the U.S.-Swiss Safe Harbor](#)

General トランプ米大統領就任が外国直接投資に与える影響
[Potential U.S. Trade and Foreign Direct Investment Ramifications of the Trump Election](#)

General トランプ米大統領就任が対外制裁及び入管政策に与える影響
[Global Issues Under the Trump Administration: What the Future May Hold for Sanctions and Export Controls](#)

General トランプ米大統領就任が政府調達に与える影響 (Update)
[Update on Government Contracts Ramifications of the Trump Administration](#)

General 米国会計検査院に対する入札異議の認容率が急上昇
[GAO's Bid Protest Report to Congress Reveals Skyrocketing Sustain Rates](#)

General 米国テキサス州最高裁、パイプライン敷設に伴う土地収用における公共財の要件につき判断
[Texas Supreme Court Clarifies Common Carrier Test for Pipeline Companies](#)



IP

欧州委員会、EU データ保護規則の施行に伴いデータ通信に関する新規則を制定

[ePrivacy—European Commission Tries to Catch Up with the Evolution of Modern Communication Technologies](#)

IP

米国特許商標局の諸手数料及び商標紛争解決委員会に関する規則の改訂

[USPTO Changes to Fees and TTAB Rules to Go Into Effect This Week](#)

IP

欧州諸国による通信技術の進歩と知的財産権の保護との調整

[Balancing the scales — the emerging European approach to tackling IP issues in the online world](#)

IP

オーストラリア連邦地裁、著作権を侵害するオンラインサイトへのアクセスを停止する仮処分命令を発令

[Federal Court of Australia Orders First Site-Blocking Injunctions to Reduce Online Copyright Infringement](#)

Labor

米国の時間外労働に関する新規制の行方

[The Fate of the New Overtime Regulations Remains Uncertain](#)

Labor

欧州連合、企業年金に関する指令の改正案（IORP II）を可決

[European Union Passes IORP II Directive](#)

Life Science

米国「21 世紀治療法」に基づく製薬業者の試験段階薬品に関する情報提供義務

[21st Century Cures Act—February 11, 2017, Deadline for Company Disclosure of Expanded Access Programs](#)

Life Science

米国のライフサイエンス企業が新政権を迎えるに際して備えるべきこと

[Regulatory Developments Life Sciences Companies Should Expect in the New Presidential Administration](#)

Life Science

フランスにおける、ライフサイエンス企業が医薬専門家に対して支払う報酬の開示義務の拡張

[French Sunshine Obligations Clarified and Extended](#)

Tax

欧州の付加価値税（VAT）体系の、国際的な B to C 電子商取引に対応した改正

[Modernizing the European VAT System for Cross-Border B2C E-Commerce](#)